

AGRI

Vol. 52

目次

●全国農業担い手サミットinかごしま	p1	●農作物盗難防止に向けた取組	p7
●新農業士・新名誉農業士紹介	p2	●栃木県農業防災LINEのお知らせ	
●農業委員会等農林水産大臣表彰受賞	p3	●農業経営・就農支援センターご案内	
●農事功績表彰受章者紹介		●公式SNS「かわちわくわくちゃんねる」 p8	
●毎日農業記録賞入選者紹介		●バレンタインマルシェinかわち開催	
●栃木県農業大賞受賞者紹介	p4	●栃木県グリーン・ツーリズムネットワーク	
●全国優良経営体表彰受賞者紹介	p5	●花粉交配用ミツバチ利用後の適切処理	p9
●栃木県優良担い手表彰受賞者紹介		●簡易整備で農地を大区画化しませんか	p10
●栃木県花の展覧会受賞者紹介		●外国人材受入の新制度「育成労制度」	p11
●にらそぐり機紹介		●「みどり認定」を受けましょう	p12
●水稻「とちぎの星」栽培のススメ	p6	●新規就農者の情報提供のお願い	

交流と研鑽の場、全国農業担い手サミット

第27回全国農業担い手サミットinかごしまが鹿児島県で開催され、令和7年10月23日の全体会および24日の現地研修会に、河内地区認定農業者協議会の役員2名と関係機関職員3名が参加しました。

全体会では、優良経営体表彰の受賞事例として、スマート農業の導入や多角化経営などの取組が紹介されました。また、パネルトークでは、鹿児島県内で活躍する若手農業者が、人材確保や販路開拓、女性活躍の視点から持続可能な農業に向けた思いや実践状況について意見を述べました。

南薩地域の現地研修会では、全国茶品評会で産地賞を複数回受賞している「知覧茶」の産地である南九州市を訪問しました。地域全体でブランド価値を高める取組の中から、(有)小磯製茶では輸出を見据えた有機栽培の取組、(株)杵川製茶では伝統と品質を守りながら産地の価値を高める取組を視察しました。

今後も、今回の経験を認定農業者の皆様と共有し、地域農業の振興に向けて努めていきます。



全体会会場
優良経営体表彰、パネルトークなど



現地研修会
南九州市の「知覧茶」茶畠視察

令和7年度 新農業士・新名誉農業士紹介

令和8年1月7日（水）、栃木県公館にて、栃木県農業士・名誉農業士に以下の4氏が認定されましたので、ご紹介します。

● 農業士

黒崎 浩史 新農業士（宇都宮市）



宇都宮市北部の水田地帯において、水稻・小麦の規模拡大を進めるとともに、土地利用型園芸として加工用にんじんを導入し、多角的な経営を展開しています。ICTやドローン等の活用に加え、農福連携により安定的な労働力を確保し、経営の「見える化」を図りながら、6次産業化の推進による付加価値の創出にも注力しています。加えて、カバークロップの導入や「みどり認定」取得を通じ、環境と調和した持続可能な農業の確立を実現しています。

● 名誉農業士

本多 幸子 新名誉農業士（宇都宮市）

宇都宮市農業委員、宇都宮農業協同組合理事、同女性組織「みどり会」会長、河宇地区農村女性会議役員として、女性農業者の地位向上と組織活動の活性化に尽力されました。さらに、経営のパートナーとして農業を実践しながら、野菜直売所で販売する加工品づくりや食に関するボランティア活動を実践し、6次産業化を通じた女性農業者の育成指導にも貢献されました。



増渕 正男 新名誉農業士（宇都宮市）

J Aうつのみや春トマト専門部長、地区農業士会長などの要職を務め、県内屈指のトマト産地の発展に寄与したほか、地域農業活性化にも多大な貢献をされました。

特にトマト専門部では、最新式選果場への更新、品質の良いトマトを生産するための環境制御技術の導入や作期の拡大などにリーダーシップを發揮し、産地の維持拡大に多大な貢献をされました。



石川 公一 新名誉農業士（宇都宮市）

栃木県バラ研究会、JAうつのみやバラ専門部長などの要職を務め、施設園芸（切りバラ）において、ロックウール栽培やアーチング技術の導入により、作業の省力化が図るとともに、周年での高品質な切り花の生産をはじめ、品質・収量の安定化・省力化に継続して取り組んでこられました。また、ヒートポンプの導入等により、農業における環境負荷低減にも先駆的に取り組まれました。



上三川町農業委員会が農林水産大臣表彰を受賞

●農業委員会等農林水産大臣表彰

上三川町農業委員会

令和7年度農業委員会等農林水産大臣表彰の受賞者が発表され、上三川町農業委員会が、大田原市農業委員会とともに受賞しました。

地区ごとの座談会では、町や農業委員の積極的な働きかけにより、地元の農業者等が多数参加したこと、また、地域計画の策定をきっかけとして、農業委員自身でも、農地の集約に取り組んだこと等により、令和6年度の集積率向上に結びついたことが評価されました。



地区ごとに開催した地域座談会

令和7年度 農事功績表彰 受章者紹介

●紅白綬有功章

御子貝 荒江 氏（宇都宮市）

大日本農会への業務活動推進において顕著な功績が認められ、御子貝荒江さんが令和7年度農事功績者表彰で紅白綬有功章を受章しました。

御子貝さんは、大日本農会栃木支会の創立メンバーとして設立準備に尽力され、その後も理事や理事兼事務局長、監事を務め、支会の運営と発展に大きく貢献されました。

また、県女性農業士第1号として認定、女性農業士会を設立し初代会長に就任されるなど、農村女性組織の活動を牽引し、男女共同参画の推進に注力されました。



令和7年 第53回 毎日農業記録賞 入選者紹介

●一般部門 入選 株式会社 千葉ファーム 千葉 美代子 氏（宇都宮市）

応募作品「75歳 農業始めました！！」

千葉さんは、75歳で農業法人を立ち上げ、食料自給率への危機感から農業に挑戦しました。就農4か月目で県GAPを取得し、翌年にはGLOBALG.A.P.認証を取得しました。「誰でも共有できる農業」を目指し、ほうれんそうの周年栽培や環境保全型農業に取り組み、独自ブランド「宮ほうれん草」を展開。高齢からの挑戦と持続可能な農業への情熱は、多くの人に希望と勇気を与えています。



株式会社 千葉ファーム
千葉 恭裕 代表取締役会長

令和7年度 栃木県農業大賞 受賞者紹介

大きく変化する農業情勢に対応しながら農業経営の改善や農村地域の活性化、新たな着想による取組を行う農業者や団体を表彰する、栃木県農業大賞の受賞者を紹介します。

●農村活性化の部 栃木県知事賞

古賀志そば生産組合（宇都宮市）

古賀志そば生産組合は、耕作放棄地の解消と地域農業の再生を目指し、令和2年に設立されました。そば栽培を中心に、農作業の共同化や資材の共同購入を進め、効率的な営農体制を構築。さらに、ヒマワリなどの景観作物を導入し、農村景観の保全や地域イベントへの参加を通じて、地域住民との交流を深めています。こうした取り組みは、担い手不足や獣害などの課題解決に寄与し、持続可能な農業の展開と地域の活性化に大きく貢献しています。



●農業経営の部 特別賞（栃木県農業協同組合中央会長賞）

まみあないいちご園 坂本 将氏（宇都宮市）

坂本さんは、宇都宮市清原地区で高品質ないいちご「とちあいか」を中心に複合経営を展開しています。前職の自動車関連の研究開発経験を活かし、ICT機器導入やハウス構造改善など先進技術を積極的に採用。とちぎ農業マイスターとして新規就農者の育成や農福連携にも取り組み、地域農業の担い手確保に貢献しています。高収量・高品質を追求しながら、環境負荷低減や安全・安心な生産を実践する姿勢が、今後の地域農業を牽引する存在として期待されます。



●芽吹き力賞の部 特別賞（下野新聞社長賞）

株式会社 オプティム・ファーム（宇都宮市）

株式会社オプティム・ファームは、スマート農業技術を活用した効率的な水稻栽培に取り組んでいます。ドローンによる打込条播や乾田直播、バイオスティミュラント資材の活用など先進技術を導入し、複数拠点での栽培を展開しています。若手人材の採用・育成にも力を入れ、「楽しく、かっこよく、稼げる農業」を目指して、地域と連携しながら事業拡大を進めています。



令和7年度 全国優良経営体表彰 受賞者紹介

●経営改善部門 全国担い手育成総合支援協議会会長賞

農事組合法人 石那田ファーム（宇都宮市）

令和7年度全国優良経営体表彰で(農)石那田ファームが、経営改善部門の全国担い手育成総合支援協議会会長賞を受賞しました。この表彰は、農業経営の改善や地域農業の振興・活性化の模範となる農業者をたたえるものです。

(農)石那田ファームは、集落営農型の農事組合法人で、地域の農地を集積して規模拡大をすすめ、地域の担い手としての役割を担っています。

主力作物は水稻で、ドローンを活用した播種や薬剤散布、湛水直播栽培により省力化とコスト削減を図っています。



令和7年度 栃木県優良担い手表彰 受賞者紹介

●個別経営体の部 栃木県担い手育成総合支援協議会会長賞・優良賞

津野田 勝弘 氏（上三川町）

令和7年度優良担い手表彰で津野田勝弘さんが個別経営体の部の栃木県担い手育成総合支援協議会会長賞・優良賞を受賞しました。この表彰は、農業経営の改善に積極的に取り組み、地域農業の振興や活性化に貢献する優れた担い手をたたえるものです。

津野田さんはにらを1ha栽培しており、ウォーターカーテンを早期に導入し、周年栽培体系を確立することで、単収12t/10aを達成するなど、技術革新に積極的に取り組んでいます。



令和7年度 栃木県花の展覧会 受賞者紹介

●栃木県知事賞

オリエンタルユリ「シャルドネ」 小池 一構 氏（宇都宮市）

令和7年11月22日～23日、とちぎ花センターにおいて栃木県花の展覧会が開催されました。展覧会では、県内の花が一堂に集まり、品評会も実施され、生産者の技術が光る場となりました。

河内管内からは、シクラメン、ポインセチア等の鉢物、オリエンタルユリ等の切花、洋蘭等、計17点が出品されました。

その中で、宇都宮市でユリ栽培を行っている小池一構氏が出品した八重咲きオリエンタルユリ「シャルドネ」が、豪華な花姿と栽培技術の高さが評価され、栃木県知事賞を受賞しました。

今後も管内の生産者がより高品質な花づくりに取り組み、地域の花き産業が持続的に発展することが期待されます。



にらの調製を
もっと楽に

にらそぐり機紹介

にらそぐり機は、にらの作業時間全体の約6割を占める選別調製作業の省力化を目指して開発されました。にらそぐり機は、少量の水で株元を洗浄し、エア噴射で下葉や茎に付着した土を効率的に除去する仕組みになっています。作業はベルトコンベアににらをセットするスタッフと、そぐられたにらを回収するスタッフの2人で行います。操作はセットと回収のみのため、作業に慣れていないスタッフでもすぐに使用できます。

選別調製作業を省力化することで、作業時間の短縮や生産能力の向上が可能となり、にら経営の規模拡大を図ることが期待されます。

【ニラそぐり機概要】 **※栃木県限定販売・受注生産品**

- 機体寸法 : 2480mm×966mm×1047mm
(全長×全幅×全高)
- 電源 : AC100V
- 処理方式 : かん水+エア噴射
- 処理能力 : 500束(12~13箱)/時間程度
- コンプレッサー : 3.7KW(5馬力)以上推奨



問合せ先：経営普及部 園芸課 ☎028-626-3068

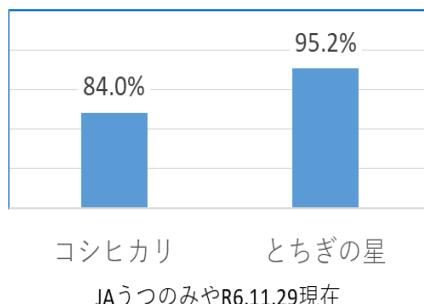
水稻「とちぎの星」栽培のススメ

近年、地球温暖化等の影響により、出穂時期の気温が高まる傾向が続いています。このため、従来の品種では白未熟粒等の発生によって品質が低下していますが、「とちぎの星」は比較的高温に強く、白未熟粒等の被害粒の発生程度は「コシヒカリ」よりも低くなっています。

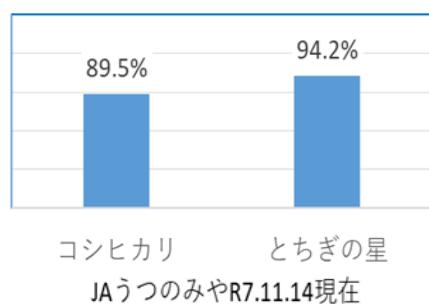
また、気温上昇に伴い出穂期は年々早まっています。そのため、登熟期間が高温にさらされる可能性が高まっていることから、高温登熟性を有する「とちぎの星」を選択することが品質向上の重要なポイントとなります。



R6年産1等比率



R7年産1等比率



「とちぎの星」おすすめポイント

水稻「とちぎの星」は、「コシヒカリ」と比べて「高温登熟性・耐病性・多収性」に優れています。良品質・多収が期待できます。

問合せ先：経営普及部 農畜産課 ☎028-626-3074

農作物盗難防止に向けた取組

管内の市町を所管する警察署・農業団体・関係機関で構成する「河内地域農作物盗難防止対策連絡会議」では、農作物盗難防止に取り組んでいます。

連絡会議では、下野警察署から講師を迎える、ならの防犯対策のポイントを学ぶ研修会（11月）や、梨・いちごの収穫最盛期に合わせた合同パトロール（8月・12月）を実施し、生産者への注意喚起と防犯意識の向上を図りました。



農作物の窃取は犯罪です！

不審な車両や人物を見かけたら、迷わず110番！



栃木県農業防災LINEのお知らせ

県では、気候変動に伴う農業気象災害の増加や激甚化が懸念される中、気象状況や技術対策に関する情報を農業者に迅速かつ効率的に発信し、対応力強化を図るため、「**栃木県農業防災LINE**」を開設しています。

農業者の皆様、ぜひ友だち登録をお願いします！

配 信：農業気象災害の発生が懸念される場合
(台風、高温、低温、降雪、降霜等)

配信事項：気象災害に関する注意喚起、技術対策等



問合せ先：企画振興部 企画振興課 ☎028-626-3061

農業経営・就農支援センターのご案内

栃木県農業振興公社内に「とちぎ農業経営・就農支援センター」が設置されています。支援センターでは、皆様に各種専門家を派遣して、経営改善や経営発展をお手伝いします。ぜひご活用ください。



問合せ先：経営普及部 経営指導課 ☎028-626-3072

公式SNS 「かわちわくわくちゃんねる」

「かわちわくわくちゃんねる」では、旬の農産物や農園の紹介、地産地消のお店、研修会やイベントの情報など、宇都宮市と上三川町の農業・農村の魅力を発信しています。

当該SNSに掲載を希望する管内の情報がありましたら、下記問合せ先まで連絡をお願いします。



Instagram

@kawachi_wakuwaku_ch



Facebook

@kawachiwakuwaku



YouTube

@かわちわくわくちゃんねる



バレンタインマルシェinかわちを開催

令和8年2月11日（水・祝）、JR宇都宮駅東口交流広場において「バレンタインマルシェ in かわち」を開催しました。

当日は、宇都宮市および上三川町産の農産物や加工品の販売をはじめ、季節の花を使った寄せ植え体験や農作業VR体験などを実施しました。

また、栃木県のマスコットキャラクター「とちまるくん」も来場し、会場は多くの来場者で賑わいました。



栃木県グリーン・ツーリズムネットワーク

栃木県では、農村地域の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムの推進を図るため、「グリーン・ツーリズムネットワーク」を組織し、活動を行っています。

本ネットワークでは、参加者同士の意見交換や専門家による講演、先進事例の視察研修会等を行っています。

グリーン・ツーリズムに関心をお持ちの方や、地域の魅力を発信したい方は、ぜひ本ネットワークにご参加ください。



入会申請フォーム



概要紹介ページ



このページに関する問い合わせ先：企画振興部 企画振興課 振興チーム ☎028-626-3076

花粉交配用ミツバチの利用後は適切な処理を！

花粉交配用ミツバチを適切に取り扱い、伝染病のまん延を防止することで、養蜂と園芸生産を持続的に行うためのルールを紹介します。

ふそ病検査済みのミツバチを購入しましょう

 ミツバチを県外から導入する際には、ふそ病について異常がない旨の証明のあるミツバチを導入しましょう。

ミツバチは適切に管理、使用後も適切に処置しましょう

 花粉交配に使用したミツバチを放置しておくと、ふそ病やダニの感染源となる可能性があります。花粉交配のために必要な時期が終わったミツバチは放置せず、適切に返却・焼却してください。

 特に露地栽培で使用する場合、病気のまん延のリスクが高まります。

 使用中にミツバチの様子がおかしいと感じた場合や、焼却に当たりどうしたらいいかわからないなど、お困りごとがあるときには、購入元またはリース元の養蜂家や家畜保健衛生所に相談してください。

農作物の花粉交配用ミツバチであっても、作付規模に比べて著しくミツバチが多い場合や、通年飼育を行う場合には養蜂振興法に基づき、都道府県への届け出が必要になります。

趣味でミツバチを飼育する方へ

 趣味も含めミツバチを飼育する全ての者は、毎年1月末までに飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。届出をせず飼育を継続した場合、法に基づき過料に処されるおそれがあります。
(養蜂振興法第3条第1項、第14条)

 セイヨウミツバチ、ニホンミツバチどちらも届出が必要です。

 飼育届の受理をもって蜂群の配置が許可されるものではありません。ミツバチの飼育を始める前には周辺のミツバチ飼育者と配置調整が必要であり、調整の結果次第では、飼育届のとおりに飼育できない場合もあります。

問合せ先： 経営普及部 農畜産課
県 農政部 畜産振興課
県央家畜保健衛生所

☎028-626-3072 (この資料について)
☎028-623-2346 (飼育届について)
☎028-689-1200 (ふそ病について)

簡易整備で農地の大区画化をしませんか？

法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します※¹。

※¹ 事業名：大区画化等加速化支援事業（令和8年度新規事業）

事業の内容

1. 事業実施主体

市町、土地改良区、農業者等



2. 実施要件

- ・地域計画策定区域であること
- ・区画拡大を実施すること（畦畔除去をすればOK）など…

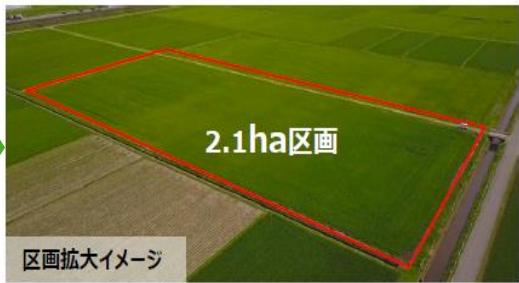
3. 助成単価（定額）

区画拡大 7万円/10a、畦畔除去 4万円/100m、暗渠排水18万円/10a 等

※助成単価は、担い手に集約化（面的集積）する場合は1.2倍に、また、1ha以上に大区画化する場合、約1.32倍まで引上げに！

事業イメージ

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大

詳しい事業内容については農林水産省ホームページにて更新予定です。

問合せ先：農村整備部 整備課 ☎028-626-3097

外国人材受入の新制度「育成労制度」はじまります

育成労制度が令和9年4月1日から施行されます。現行の技能実習制度を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的として創設されたものです。

●技能実習制度との主な違い

		育成労制度（新制度）	技能実習制度（現行制度）
目的		人材確保・育成	国際貢献・途上国への技術継承
在留期間		原則3年	1号1年、2号2年、3号2年 (通算5年)
転籍		一定条件を満たせば可能	原則不可
対象職種 (農業分野)		耕種農業全般 畜産農業全般 ※特定技能と原則同じ	耕種：施設園芸、畑作・野菜、 果樹 畜産：養豚、養鶏、酪農
派遣形態		農業・漁業は可	不可
イメージ		<p>The diagram illustrates the progression of the new system. At the bottom is a red box labeled "育成労 (原則3年)". An arrow points upwards to a blue box labeled "技能実習 3号 (2年)". From this box, another arrow points upwards to a blue box labeled "技能実習 2号 (2年)", which then points to a blue box labeled "技能実習 1号 (1年)". To the right of this vertical stack is a vertical green arrow pointing upwards, labeled "技能レベル". Above the "技能実習 3号" box is an orange box labeled "特定技能 2号 (制限なし)". Above that is another orange box labeled "特定技能 1号 (5年)". A yellow ribbon-like box labeled "新制度" is positioned to the left of the "育成労" box, pointing towards it.</p>	<p>The diagram compares skill levels between the new system and the old system. On the left, the new system's skill levels are shown in orange boxes: "特定技能 2号 (制限なし)" at the top, followed by "特定技能 1号 (5年)". An arrow points from the "育成労" box up to the "特定技能 1号" box. On the right, the old system's skill levels are shown in blue boxes: "技能実習 3号 (2年)" at the top, followed by "技能実習 2号 (2年)" and "技能実習 1号 (1年)". An arrow points from the "技能実習 3号" box down to the "技能実習 1号" box. A green double-headed arrow is positioned between the two columns, indicating the correspondence between the levels.</p>

●注目ポイント

- ・**長期的な雇用が可能になる**
長期間産業を支える人材確保のため、特定技能への移行が前提の制度になります。
- ・**従事できる業務範囲が広がる**
技能実習制度にはない稻作や肉用牛を含む農業の全分野で働くようになります。

●新制度の注意点

- ・**雇用側の費用負担が増える可能性がある**
外国人の費用負担上限設定により、来日費用等は基本的に雇用者負担となります。
- ・**転籍による人材流出の可能性がある**
一定要件を満たせば本人の希望による転籍が認められるようになります。

詳細はこちら [出入国在留管理庁HP「育成労制度」](#)

「みどり認定」を受けましょう!!

ひとりでも、グループでも、**環境にやさしい農業**の取組を応援します。

県では、農業者が「環境負荷の低減」に計画的に取り組む5年間の事業計画を「みどり認定」として承認しています。

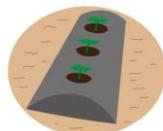
個人での申請のほか、同じ品目や取組を行う生産者が共同で計画を作成し、団体として申請することもできます。

●認定の対象となる『環境にやさしい取組』とは

- ・温室効果ガスの削減
- ・土づくり+化学肥料・化学農薬の低減



- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制



生分解性マルチの使用



ペースト肥料の活用

など

●認定を受けたらイイコトあるの?

①設備投資の際の税制優遇が受けられます。

青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、次の金額を上乗せ償却できます。

(機械など：取得価格×32%、建物など：取得価格×16%)

②さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

③日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

※ 令和9年度からの新たな環境保全型農業直接支払交付金では、みどり認定が要件となります。

新規就農者の情報提供にご協力お願いします！

当所では、毎年4月に新規就農者の調査を実施しています。調査対象者は次のとおりですので、該当する方がいらっしゃいましたら、情報提供をお願いします。

過去1年（令和7年5月1日～令和8年4月30日）において、農業従事日数が150日未満の者が新たに就農（就業）し、年間150日以上の農業従事が見込まれる者。

- 就農時の年齢が18～64歳の者で、令和7年5月1日～令和8年4月30日に就農または就業した者
- 親元就農、新規自営就農、新規参入、新規雇用就農した者

情報提供先（Web回答） <https://forms.office.com/r/YCu01MBAUc>

このページに関する問合せ先：経営普及部 経営指導課 ☎028-626-3072